

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

被告 国

(第1事件処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、  
内閣府日本学術会議事務局長)

(第2事件処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣  
府大臣官房長)

準備書面(9)  
(原告ら準備書面(9)及び(10)に対する反論)

令和8年2月27日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

被告指定代理人 田 中 隆 士  
市 原 麻 衣  
鈴 木 吉 憲  
原 田 直 也  
富 永 健 嗣  
岸 彩 子

林		花	梨
渡	邊	栄	璃
佐久間		寛	通
川	上	景	子
佐	藤	和	斗
蔵	原	智	行
鈴	木	智	文
吉	村	淳	一
杉	田	和	暁
野	村	周	弘
吉	澤	駿	太
関		美	乃
水	本	圭	祐
河	北	浩	之
渭	原	祥	介

(目次)

第1 第1事件の各一部不開示決定が違法である旨の原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(9)第1及び第2に対する反論)	5
1 本件不開示部分1と同2(書面右上に記載された「への説明資料」という記載の前と後)が不可分一体の情報であることを論難する第1事件原告らの主張は理由がないこと	5
(1) 第1事件原告らの主張の概要	5
(2) 被告のこの点の主張は、裁判所から6月3日最高裁判決を踏まえて主張の補充を検討するよう促されたことに対して真摯に対応した結果であって、インカメラ審査を行い得ないことを奇貨とした真実と異なる主張である疑いがあるとの第1事件原告らの主張は当を得ないものであること(前記(1)①に対する反論)	6
(3) 本件不開示部分1及び2は不可分一体の情報であること(前記(1)②に対する反論)	7
(4) 被告は本件不開示部分2に有意な情報が含まれていないことを十分に主張立証していること(前記(1)③に対する反論)	9
(5) 有意な情報が含まれていない部分を当然に開示しなければならないという法的根拠は存在しないこと(前記(1)④に対する反論)	10
(6) 小括	11
2 本件不開示部分1並びに同3①及び②は、いずれもこれを公にすると情報公開法5条6号二の「おそれ」が生じること	11
(1) 第1事件原告らの主張の概要	11
(2) 情報公開法5条6号二の「おそれ」が認められるから本件処分7、8及び10の「説明を受けた者」を開示することはできないこと(前記(1)①に対する反論)	12
(3) 本件処分10の「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」等の開示を	

求める第1事件原告らの主張は結局のところ公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表すべきものとする主張であること(前記(1)㉒に対する反論) .....	13
(4) 令和2年改選で任命されなかった者の氏名及び肩書きが公表されていることを理由として本件処分10の第1事件不開示部分3㉓の開示を求める第1事件原告らの主張は失当であること(前記(1)㉓に対する反論) .....	15
(5) 小括 .....	16
第2 一部不開示とした処分についての被告の主張に矛盾がある旨の原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(9)第3に対する反論) .....	16
1 原告らの主張の概要 .....	16
2 被告の主張に矛盾はないこと .....	17
3 小括 .....	18
第3 理由提示の不備の違法をいう原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(10)に対する反論) .....	18
1 原告らの主張の概要 .....	18
2 理由提示に行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負うか否かや探索方法の説明が必要になるとは解されないこと(前記1㉑㉒に対する反論) ...	19
3 6月3日最高裁判決の宇賀裁判官の意見を引用する原告らの主張は主張立証の段階と理由提示の段階の議論を混同するものであること(前記1㉓に対する反論).....	20
4 平成17年4月28日総務省行政管理局長通知に反する理由提示が違法になるということとはできないこと(前記1㉔に対する反論) .....	22
5 小括 .....	22
第4 第4(19及び20ページ)の求釈明に対する回答等 .....	22
1 「1」について .....	23
2 「2」について .....	23

被告は、本準備書面において、原告らの2025年12月17日付け準備書面(9)及び同日付け準備書面(10)(以下、順に、「原告ら準備書面(9)」、「原告ら準備書面(10)」という。)に対し、必要な限度で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

**第1 第1事件の各一部不開示決定が違法である旨の原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(9)第1及び第2に対する反論)**

**1 本件不開示部分1と同2(書面右上に記載された「への説明資料」という記載の前と後)が不可分一体の情報であることを論難する原告らの主張は理由がないこと**

**(1) 原告らの主張の概要**

原告らは、被告が本件不開示部分1(甲A66ないし68の各右上に記載された「への説明資料」より前の不開示部分。原告らがいう「本件情報A」。)には「説明を受ける者を表す記載」及び記号の記載があり、本件不開示部分2(甲A66ないし68の各右上に記載された「への説明資料」より後の不開示部分。原告らがいう「本件情報B」。)には「説明を受ける者を表す記載」はなく本件不開示部分1の中に記載された記号に対応する記号が記載されている旨主張した(被告の令和7年9月24日付け準備書面(8)(以下「被告準備書面(8)」という。)34ページ)のに対し、①被告の上記主張はインカメラ審査を行い得ないことを奇貨とした、真実と異なる主張であるとの疑いがある(原告ら準備書面(9)2ないし4ページ)、②本件に6月3日最高裁判決の射程が及ぶことは同判決の林道晴裁判官(以下「林裁判官」という。)の補足意見や宇賀克也裁判官(以下「宇賀裁判官」という。)の意見を見ても明らかであり、被告は本件不開示部分1及び2が上記補足意見の指摘にあるような「合理的に区切られた範囲」(不可分一体の情報)であることについて合理的な根

拠を主張立証していない(原告ら準備書面(9)4ないし6ページ)、③被告は本件不開示部分2に記載された情報が有意なものであるか否かを客観的に判断するに足る事情すら何ら主張立証していない(原告ら準備書面(9)6及び7ページ)、④被告の主張を踏まえると、本件不開示部分2は有意な情報ではないというのであり、これを開示しても情報公開法5条6号二の「おそれ」を生じさせることはないはずであるから、本件不開示部分1の記号部分と本件不開示部分2は当然に開示されなければならない(原告ら準備書面(9)7及び8ページ)旨主張する。

(2) 被告のこの点の主張は、裁判所から6月3日最高裁判決を踏まえて主張の補充を検討するよう促されたことに対して真摯に対応した結果であって、インカメラ審査を行い得ないことを奇貨とした真実と異なる主張である疑いがあるとの原告らの主張は当を得ないものであること(前記(1)①に対する反論)

ア 原告らは、本件不開示部分2には本件不開示部分1の中に記載された記号に対応する記号が記載されているとの被告の新たな主張は裁判体がインカメラ審査を行い得ないことを奇貨とした真実と異なる主張であるとの疑いがある旨主張する(原告ら準備書面(9)2ないし4ページ)。

イ しかし、被告準備書面(8)の冒頭に記載したとおり、被告は、本件訴訟の第7回口頭弁論期日において、裁判所から主張の補充を検討するよう求められたため、同求めに対する対応を真摯に検討した上で、被告準備書面(8)において、本件不開示部分2には本件不開示部分1の中に記載された記号に対応する記号が記載されていると主張を補充したものである。

特に、本件訴訟の第7回口頭弁論期日は令和7年7月29日に開かれたところ、同期日は6月3日最高裁判決後に本件について初めて開かれた期日であって、そのような期日において6月3日最高裁判決を踏まえて主張の補充を検討するよう裁判所から促された被告が、改めて自らの主張を見

直し、不可分一体であることの説明を補充することは裁判所も予定していたことである。

このように、被告が被告準備書面(8)において本件不開示部分2には本件不開示部分1の中に記載された記号に対応する記号が記載されていると主張した経緯はごく自然なもので、その補充した主張の内容も、何ら不合理なものではないのであって、原告らが前記(1)①において主張する「疑い」は全く当を得ないものである。

**(3) 本件不開示部分1及び2は不可分一体の情報であること(前記(1)②に対する反論)**

ア 原告らは、被告は本件不開示部分1及び2が6月3日最高裁判決の林裁判官の補足意見の指摘にあるような「合理的に区切られた範囲」(不可分一体の情報)であることについて合理的な根拠を主張立証していない(原告ら準備書面(9)4ないし6ページ)旨主張する。

イ 6月3日最高裁判決は、表形式の行政文書の「備考」欄には、①「その性質上、当該文書に記録された主要な情報に付随し又は関連する多様な情報が記録されることが一般的に想定される」こと(表形式の行政文書の「備考」欄の一般的な性質)、②別の行政文書開示決定等により既に明らかとなっていた対象文書の「備考」欄の記載等から、「本件各文書の「備考」欄には、様々な小項目が複数設けられているものがあり、別紙目録記載2及び3の部分にも、複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれる」こと(対象文書の「備考」欄の体裁、構成等)に照らせば、原審としては、国に対し、「備考」欄である部分について、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、上記不開示情報該当性についての判

断をすべきであったとして、審理不尽の違法を理由として原判決を破棄した上で、原審に差し戻す旨の判決を言い渡した。

6月3日最高裁判決は、同判決の事案における対象文書が表形式の「備考欄」という一般的に多様な情報が記載されるという性質を有する行政文書であり、かつ、その「備考」欄には、空欄のもののほか、「取り扱う権限を有する者の範囲」、「電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「取り扱うことができる場所」、「保存すべき場所」、「関係法令等」、「関連通達」等の複数の小項目が設けられているものがあることが具体的・客観的な事情からうかがわれるという、飽くまでもこのような事実関係を前提に(6月3日最高裁判決の「理由」第1の2(5)参照)、合理的に区切られた範囲ごとに判断すべきであったとして、原審に審理不尽の違法があったと判断したものである。

ウ 以上に対し、被告準備書面(8)(34ページ)で述べたとおり、もともと本件不開示部分1及び2並びにこれらの間にある「への説明資料」という記載は、一体的な1個の不開示情報である。審査請求において「への説明資料」という記載を特に明示して部分開示が認められ、被告がこれを尊重して受け入れたことから、本件不開示部分1と本件不開示部分2という2つの部分に形式上分かれているにすぎない。そして、形式的に2つの部分に分かれたからといって、もともと1個であった不開示情報の数が2個に増えるわけではないのであるから、「への説明資料」の部分が開示されたからといってその情報の性質、個数に変化はない。被告は、本件不開示部分1及び2の性質、体裁、文字数を踏まえ、合理的な説明をしているものである。

また、被告準備書面(8)(34ページ)で述べたとおり、本件不開示部分1には「説明を受ける者を表す記載」及び記号の記載があり、本件不開示部分2には「説明を受ける者を表す記載」はなく、本件不開示部分1の中に

記載された記号に対応する記号が記載されているのみであるから、「本件情報B」が「本件情報A」と一体となって初めて意味を持つ情報であることは明らかである。このことは、「への説明資料」という記載を特に明示して部分開示が認められた後であっても、変わるものではない。

以上のとおり、被告は、本件不開示部分1及び2が一つの不可分一体の情報であることを合理的に説明している。

かえって、6月3日最高裁判決が、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、不開示情報該当性を判断すべきであると判示していることを踏まえると、それぞれ小項目に分かれているわけでもない本件不開示部分1及び2について、これを一体の情報とみて範囲を区切って不開示情報該当性を判断すべきであるとする被告の主張は6月3日最高裁判決に照らしても合理的である。

エ なお、原告らは、6月3日最高裁判決の宇賀裁判官の意見を根拠として同判決の射程を主張するが(原告ら準備書面(8)4及び5ページ)、同意見は、同判決の法廷意見(多数意見)とは理由づけを異にするから、同判決の射程を検討するに当たって参考とすべきものではない。むしろ、同意見の冒頭に「いわゆる情報単位論の誤りについて私見を述べておきたい」とあり、同意見は、宇賀裁判官がその「私見」を述べたものにすぎない。

オ よって、原告らの上記主張はいずれも理由がない。

**(4) 本件不開示部分2に有意な情報が含まれていないこと(前記(1)③に対する反論)**

ア 原告らは、被告は本件不開示部分2に記載された情報が有意なものであるか否かを客観的に判断するに足る事情すら何ら主張立証していない旨主

張する(原告ら準備書面(9)6及び7ページ)。

イ しかし、被告は、被告準備書面(8)(34及び35ページ)において、本件不開示部分2に有意な情報が含まれないことについて、「その黒塗りの範囲からも明らかのように、その記号はせいぜい1文字程度である」こと、その記号は「本件不開示部分1の中に記載された記号に対応する記号」であることを明示して、有意な情報が含まれないと主張したものであるところ、そのような対になる1文字程度の記号は、通常、有意な情報を持たないものである。

ウ これに対し、原告らは、「本件情報B」に「㊟」や「3以上の数字」が記載されている場合には、被告のいう「1文字程度」の情報であっても有意な情報ということが出来る旨主張する(原告ら準備書面(9)6及び7ページ)が、原告らが例示する「㊟」という記号はこれに対応する記号のない記号であるし、「3以上の数字」は記号ではない。よって、原告らの上記主張は、いずれも理由がない。

**(5) 有意な情報が含まれていない部分を当然に開示しなければならないという法的根拠は存在しないこと(前記(1)④に対する反論)**

原告らは、有意な情報ではない情報を開示しても情報公開法5条6号二の「おそれ」を生じさせることはないはずであるから、本件不開示部分1の記号部分と本件不開示部分2は、有意でないのであれば当然に開示されなければならない(原告ら準備書面(9)7及び8ページ)旨主張する。

しかし、前記(3)のとおり、本件不開示部分1及び2が不可分一体の情報である以上、その不開示部分の範囲を更に細分化して、独立して開示しても差し支えない字句や記述が含まれていないかを検討する必要はないから(6月3日最高裁判決の林裁判官の補足意見3(1)参照)、本件不開示部分1の記号部分と本件不開示部分2が当然に開示されなければならないという法的根拠は存在しない。

また、被告準備書面(8)(35ページ)で述べたとおり、情報公開法6条1項ただし書は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に「有意の情報が記録されていないと認められるとき」に行政機関の長に開示義務を課していないから、本件不開示部分1の記号部分と本件不開示部分2を当然に開示されなければならない法的根拠は存在しない。

よって、原告らの上記主張は理由がない。

#### (6) 小括

以上のとおり、原告らの前記(1)の主張はいずれも理由がない。

### 2 本件不開示部分1並びに同3①及び②は、いずれもこれを公にすると情報公開法5条6号二の「おそれ」が生じること

#### (1) 原告らの主張の概要

原告らは、原告準備書面(9)において、内閣府大臣官房長の各一部不開示決定(本件処分7及び8)並びに内閣府日本学術会議事務局長の一部不開示決定(本件処分10)について、概要、①本件不開示部分1(甲A66ないし68)には「説明を受けた者」(=「特定の官職にある職員」)が、第1事件不開示部分3①(甲A63)及び同②(甲A64)には「説明を受けた者及び会員候補員の推薦に係る事務に関する事項」がそれぞれ記載されているという被告の主張(被告準備書面(1)64及び68ページ)に対し、令和2年改選に関与した「特定の官職にある職員」の一部である「菅内閣総理大臣」と「杉田内閣官房副長官」については、被告自身が既に明らかにしているから、「特定の官職にある職員」が上記両名のみであれば令和2年改選に関与した「特定の官職にある職員」は全部公開されていることとなるし、上記各不開示部分に両名以外の者が記載されていたとしても、被告自身が「特定の官職にある職員」に該当し得る者の個人名を公開し、「人事の一連のプロセスや当該プロセス内での事務の内容」を具体的に明らかにしているのであるから、上記各不開示部分のうち「説明を受けた者」に係る部分を開示したとしても、なんら情

報公開法5条6号二の「おそれ」は生じない(原告ら準備書面(9)11及び12ページ)、②第1事件不開示部分3①(甲A63)及び同②(甲A64)のうち「会員候補員の推薦に係る事務に関する事項」等を明らかにすることを求める原告らの主張は「公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表すべきとするもの」であるという被告の主張(被告準備書面(6)23ページ及び被告準備書面(8)37ページ)に対し、「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」を明らかにすることが、いかなる理由で「公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表」することにつながるのか、また、「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」に関する情報がいかなる理由で不開示事由に該当するのか何ら主張立証されていない(原告ら準備書面(9)12及び13ページ)、③第1事件不開示部分3③(甲A65)は、令和2年改選における会員候補者の氏名及び肩書きが記載されているとすれば、令和2年改選で任命されなかった会員候補者の氏名及び肩書きは既に明らかとなっているから、上記不開示部分を開示しても情報公開法5条6号二の「おそれ」は生じない(原告ら準備書面(9)13及び14ページ)旨主張する。

(2) 情報公開法5条6号二の「おそれ」が認められるから本件処分7、8及び10の「説明を受けた者」を開示することはできないこと(前記(1)①に対する反論)

ア 本件不開示部分1(甲A66ないし68)に記載されている「説明を受けた者」(＝「特定の官職にある職員」)並びに第1事件不開示部分3①(甲A63)及び第1事件不開示部分3②(甲A64)に記載されている「説明を受けた者」を公にすることに情報公開法5条6号二の「おそれ」が認められることは、被告準備書面(1)(64及び65ページ)及び被告準備書面(8)(36ないし38ページ)等で述べたとおりである。すなわち、内閣府大臣官房又は日本学術会議事務局が、いつ、どの「説明を受けた者」に対して、どのような資料を用いて説明を行ったか(甲A63及び64の文書がこ

の資料に含まれるか)といった具体的なプロセスは明らかになっていないところ、これを明らかにすることには上記「おそれ」が認められるべきものである。

したがって、被告が「特定の官職にある職員」に該当し得る者の個人名を公開しているなどとして、これをもって「人事の一連のプロセスや当該プロセス内での事務の内容」を具体的に明らかにしているとする原告らの前記(1)①の主張には理由がない。

イ なお、答申においても、「一般に、人事に係る意思決定過程における行政内部での具体的な手続は、関係機関内部における事務の配分の状況や、その職員が担うこととされている事務及びその関心事項等、その時点における個別の事情にも応じながら行われるものであり、そのような具体的な手続が公にされるものとはいい難い。」、「そうすると、今後の会員任命過程における政府内での具体的な手続についても、例えば、その時点における個別の事情により、特定の官職にある職員が同様の説明を受ける立場にあるとは限らないにもかかわらず、同様の説明が行われる等といった憶測から、当該職員やその関係職員に対して、その憶測される関心事項等に即した働き掛け等がなされ、またそのような者から予測し難い関与を招くこと等により、今後の会員任命事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることを否定し難いから、当該不開示部分のうち、別紙の4(4)に掲げる部分(引用者注:「への説明資料」)以外の部分については、法5条6号二に該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。」とされている(甲A38・113ページ)。

(3) 本件処分10の「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」等の開示を求める原告らの主張は結局のところ公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表すべきものとする主張であること(前記(1)②に対する反論)

ア 被告は、原告ら自身が、本件処分7及び8のうち「説明を受けた者」等の記載を不開示とした部分(甲A66ないし68)に加え、本件処分10のうち「説明を受けた者及び会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」の記載を不開示とした部分(甲A63及び64)の取消し並びに会員候補者の氏名及び肩書きの記載を不開示とした部分(甲A65)の一部取消しを求め、「法治国家において、行政機関が行った学術会議会員任命の「プロセス」は、むしろ当然に公表されるべきである。」旨主張していること(原告ら準備書面(4)55ページ)を捉えて、原告らの主張は、結局のところ、公務員(日本学術会議会員)の任命に関わるプロセスの全てを公表すべきとするものであると主張しているものであって、不開示部分の具体的な記載や原告らの主張を離れて、一般論として「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」を明らかにすることがすべからくそのような意味を有するとか、情報公開法所定の不開示事由があると主張しているものではない。

そして、「法治国家において、行政機関が行った学術会議会員任命の「プロセス」は、むしろ当然に公表されるべきである。」との原告らの上記主張は、情報公開法5条6号二が「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報につき不開示事由としているにもかかわらず、原告らの独自の思想又は価値観に基づいて公務員(日本学術会議会員)の任命に関するプロセスを全て公表するよう求めるものであって、情報公開法の建付けを無視した独自の主張というほかなく、このような原告らの前記(1)②に係る主張に理由がないことは明らかである。

イ また、「会員候補者の推薦に係る事務に関する事項」を明らかにすると情報公開法5条6号二の「おそれ」が認められることは、被告準備書面(1)(68及び69ページ)、被告準備書面(6)(27及び28ページ)及び被告準備書面(8)(37及び38ページ)で述べたとおりである。

なお、答申においても、前記(2)イと同様の理由により、「不開示としたことは妥当である。」とされている(甲A38・119ページ)。

**(4) 令和2年改選で任命されなかった者の氏名及び肩書きが公表されていることを理由として本件処分10の第1事件不開示部分3③の開示を求める原告らの主張は失当であること(前記(1)③に対する反論)**

第1事件不開示部分3③は、甲A第65号証の黒塗り部分の一部であって、第1事件訴状不開示部分目録3Caのうち3Chに相当する部分であるところ(被告準備書面(1)67ページ、第1事件訴状30ページ)、当該部分には会員に任命されなかった会員候補者の氏名及び肩書きの記載はない一方で、会員に任命された者の氏名及び肩書きが記載されている。すなわち、答申が「当該不開示部分(引用者注：甲A65の不開示部分)を開示すると、(中略)会員に任命された者及び任命されなかった会員候補者のそれぞれの氏名が公になるものと認められる。」としている(甲A38・125ページ)一方、第1事件訴状不開示部分目録3Caのうち3Chに相当する部分以外の部分に会員に任命されなかった6名全員の会員候補者の氏名及び肩書きが記載されている(第1事件訴状別紙不開示部分目録3Chの文書(画像)参照)ことからすれば、第1事件不開示部分3③には会員に任命されなかった会員候補者の氏名及び肩書きの記載がなく、むしろ会員に任命された者の氏名及び肩書きの記載があることは明らかである。

被告準備書面(8)(38及び39ページ)で主張したとおり、第1事件不開示部分3③を公にすることは公正・円滑な推薦行為の確保に支障を生じる具体的なおそれがあるところ、会員に任命されなかった者の氏名及び肩書きが既に明らかになっているからといって、会員に任命された者の氏名及び肩書きが記載されている第1事件不開示部分3③を明らかにする上記「おそれ」は左右されないから、会員に任命されなかった者の氏名及び肩書きが既に明らかになっていることを理由に上記「おそれ」を否定する原告らの主張は失当

である。

なお、原告らは、被告が上記「おそれ」の根拠として主張する平成30年に任命権者側との意見の隔たりにより補欠会員の推薦を行えなかった事実について、「1983年改正法の趣旨(内閣総理大臣は学術会議の推薦のとおり)に会員を任命する)に反し、任命権者側が違法な法解釈とその強行によって生じさせたものである。自らの違法行為によって生じた結果を逆手にとって、「公正・円滑な推薦行為の確保に支障を生ずるおそれ」の根拠とすることは、本末転倒であり、到底許容されるものではない。」旨主張する(原告ら準備書面(9)14ページ)が、日本学術会議法についての「確立した有権解釈」は、内閣総理大臣が日本学術会議法17条による推薦を十分に尊重する必要があるが、推薦のとおりに任命すべき義務があるとまではいえないというものであって、原告らの上記主張は前提を欠くものである。

#### (5) 小括

したがって、原告らの前記(1)の主張はいずれも理由がない。

## 第2 一部不開示とした処分についての被告の主張に矛盾がある旨の原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(9)第3に対する反論)

### 1 原告らの主張の概要

原告らは、被告が「令和2年改選において、一部の会員候補者を任命しないとすることは、任命権者である内閣総理大臣が自ら直接判断し、その結果が内閣府大臣官房に伝達されたのみであり、内閣府大臣官房における検討や打合せ等は行われていない」、「各伝達記録(甲A59及び69)のとおり、その結果が伝達されたにすぎ」ないと主張するとともに(被告準備書面(8)15及び30ページ)、内閣府大臣官房(人事課)が甲A第66号証ないし甲A第68号証等の文書を作成し、これらの文書に基づき政府内(内閣府大臣官房内部)で説明を行ったことを認めているが(被告準備書面(1)58及び59ページ、被告準備書面

(2) 30ないし32ページ)、「説明」は当然に「内閣府大臣官房における検討や打合せ等」に含まれるから、「内閣府大臣官房における検討や打合せ等は行われていない」という被告の主張と、「説明」が行われていたという被告の主張には、重要な部分について明らかな矛盾が生じている旨主張する(原告ら準備書面(9)14ないし16ページ)。

## 2 被告の主張に矛盾はないこと

(1) 原告らの主張は、内閣府大臣官房(人事課)が政府内(内閣府大臣官房内部)で行った説明は当然に内閣府大臣官房における検討や打合せ等に含まれることを前提としているものと解されるが、被告は、そのような前提に基づいた主張はしていない。

被告準備書面(8)(15ページ)等で述べたとおり、令和2年改選において、一部の会員候補者を任命しないとするについては、菅内閣総理大臣が自ら直接、判断したのであり、内閣府大臣官房における検討や打合せ等は行われていない。他方、内閣府大臣官房は、令和2年改選に関する会員任命事務を行うことから、その一つとして、これについて「政府内」で説明するところ、被告準備書面(1)(58及び59ページ)で述べたとおり、甲A第66号証ないし第68号証は、内閣府大臣官房が取得又は作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、「政府内」の説明に用いられた資料である。

このように、被告は、令和2年改選において、一部の会員候補者を任命しないとするについて、その判断に当たって、内閣府大臣官房が検討や打合せ等をするといった関与を行っていないこととともに、内閣府大臣官房が取得した情報を、「政府内」で説明する際に甲A第66号証ないし第68号証が用いられたと主張しているのであって、被告の主張に矛盾はない。

(2) また、原告らは、あたかも内閣府大臣官房人事課の職員が任命拒否された6名の選別・特定・判断に関与したかのような主張をするが(原告ら準備書面(9)16ないし18ページ)、そのような事実はなく、同主張に理由がないこ

とは、これまで被告が繰り返し主張してきたところから明らかである。

### 3 小括

したがって、原告らの前記1の主張は理由がない。

なお、原告らは、「仮に文書を作成しない、あるいは廃棄したというのであれば、当該行政行為(不作為)は国家賠償法上違法な行為である」として、公文書管理法4条及び5条に違反することを国賠法上の違法と主張する(原告ら準備書面(9)18ページ)。

しかし、文書の作成及び整理を定める公文書管理法4条及び5条は、公文書管理制度の目的である国民全体の一般的利益の実現という公益に資するためのものであって(同法1条参照)、行政機関の職員が個々の国民に対して職務上の法的義務を負担する旨を定めるものではないというべきである。

したがって、公文書管理法4条及び5条は、行政機関の職員が原告ら個人に対して負う職務上の法的義務の根拠となるものではないから、原告らの上記主張はそもそも理由がない。そのほか、原告らの国賠法上の主張に理由がないことは、被告準備書面(7)(14ないし17ページ)で述べたとおりである。

## 第3 理由提示の不備の違法をいう原告らの主張は理由がないこと(原告ら準備書面(10)に対する反論)

### 1 原告らの主張の概要

原告らは、①最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決(民集65巻4号2081ページ。以下「平成23年6月7日最高裁判決」という。)を引用し、行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負うかどうかは、具体的な理由提示の程度を判断する考慮要素に当然含まれる事項であるから、開示請求人としては、行政機関が作成・保存・管理義務を負わないから不存在とされたのか、それらの義務があるにもかかわらず不存在とされたのかが分からなければ、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該拒否処分がされたか」を

了知できたということとはできない(原告ら準備書面(10)2及び3ページ)、②理由提示として探索方法の説明が必要となることは、平成23年6月7日最高裁判決、行手法8条1項、公文書管理法4条、情報公開法及び行政機関個人情報保護法が根拠となる(原告ら準備書面(10)5及び6ページ)、③6月3日最高裁判決の宇賀裁判官の意見を根拠として、「請求人側と行政機関側に情報の格差があることや行政機関にとって説明が容易であるといった性質は、文書が存在する場合の不開示処分のみならず、文書不存在を理由とする不開示処分の場合にも妥当する」(原告ら準備書面(10)3ページ)、④平成17年4月28日総務省行政管理局長通知に反する理由提示は違法になるとして、本件処分のうち文書の不存在を理由とするものが違法である(原告ら準備書面(10)8及び9ページ)旨主張する。

## 2 理由提示に行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負うか否かや探索方法の説明が必要になるとは解されないこと(前記1①②に対する反論)

被告準備書面(8)(40及び41ページ)で述べたとおり、情報公開請求又は保有個人情報の開示請求に対する不開示決定の理由として付記すべきことが要求される理由提示の程度は、開示請求者において、法所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものでなければならないが、換言すれば、その程度の記載をもって足りるものであって、理由提示に行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負うか否かや探索方法の説明が必要になるとは解されない。

この点、原告らは、平成23年6月7日最高裁判決を指摘する。同判決の事案は、審査基準ではなく、行手法14条1項に基づく不利益処分の理由提示と処分基準に係る事案であるが、「同項本文(引用者注:行手法14条1項本文)に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、(中略)当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを

決定すべきである」とした上で、平成18年法律92号による改正前の建築士法10条1項2号及び3号に基づく一級建築士免許取消処分における理由提示(行手法14条)について、同処分について定められた処分基準が「多様な事例に対応すべきかなり複雑なものとなっている」こと等から、「いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取り消し処分が選択されたのかを知ることはできない」として、不利益処分の量定に至るプロセスが了知できないことを理由として理由提示に違法があるとしたものである。

これを本件についてみても、文書が不存在の場合、情報公開法9条2項又は行政機関個人情報保護法18条2項とともに、文書が不存在であることを示せば、対象文書を保有していないために全部不開示とされたという事実関係及び全部不開示の理由(要因)を了知することができるから(被告準備書面(8)41及び42ページ参照)、それ以上に、理由提示の段階において、保有していないことの理由(要因)となり得る行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負うか否かや探索方法の説明が更に必要になるとは解されない。行政機関の長に対する情報公開請求が日々されている中、一定の期間内に開示不開示の決定をしなければならぬ現状等を踏まえれば、原告らの要求が過大な要求であることは明らかである。

### **3 6月3日最高裁判決の宇賀裁判官の意見を引用する原告らの主張は主張立証の段階と理由提示の段階の議論を混同するものであること(前記1③に対する反論)**

(1) 前記第1の1(3)で述べたとおり、原告らが引用する6月3日最高裁判決の宇賀裁判官の意見は、「原判決が採用したいわゆる情報単位論の誤りについて私見を述べておきたい」とした上で、原告らの引用箇所が続いて「このような情報公開訴訟の特色に鑑みれば、本件各号情報についても、被告が不開示情報該当性の立証責任を負うのは当然である。」「したがって、被告から欄や小項目単位ではなく、開示により支障が生ずる「おそれ」のある部分を

具体的に特定して、不開示情報に当たる理由が説明されていない場合には、裁判所は、釈明権を行使して、それを説明させる釈明義務を負うと考えられる。」などとしていることから明らかなように、情報公開訴訟における情報公開法5条各号該当性の主張立証に関する私見を述べているものである。

これに対し、原告らは、上記意見に依拠して、「このように、不存在を理由とする不開示処分には、請求人側と行政機関側で圧倒的な情報の格差が存在するという性質がある。」として「行政文書の存否だけでなく、そもそも作成されなかったのか作成後に廃棄されたのか、作成されなかった場合はどのような理由で作成されなかったのか等の事情を、不開示処分の段階で行政機関が説明することが求められる。」旨主張するが(原告ら準備書面(8)7及び8ページ、原告ら準備書面(9)3ページ)、主張立証の段階と理由提示の段階の議論を混同するものにほかならない。

(2) また、原告らは、「文書不存在を理由とする不開示決定の違法性を主張するためには、請求人側が(訴訟においては)請求原因として文書の存在を主張する必要があるところ、請求原因の具体的な内容として対象文書が存在すべき具体的な事情を主張することが不可欠である。文書が不存在であることを示せば、それが違法であることを主張する手掛かりとして十分であるというのは、訴訟等の不服申立てにおいて、請求人側(原告側)が具体的な主張をする必要がないと述べるに等しく、このような被告の主張は理由提示の不服申立て便宜機能を矮小化するものであり誤りである。」旨主張する(原告ら準備書面(10)4ページ)。

原告らの上記主張の趣旨は必ずしも明らかではないが、前記2のとおり、文書が不存在の場合、情報公開法9条2項又は行政機関個人情報保護法18条2項とともに、文書が不存在であることを示せば、対象文書を保有していないために全部不開示とされたという事実関係及び全部不開示の理由を了知することができるから、不服申立てにおける主張立証の手掛かりとしては十

分である。原告らの上記主張は、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うにもかかわらず(最高裁平成26年判決、被告準備書面(1)43ページ)、主張立証の手掛かり以上の情報を理由提示の段階で求めようとするものであり、原告らが主張立証責任を負っていることを看過したものであり、失当である。

理由提示の段階において、保有していないことの理由となり得る行政機関が対象文書の作成・保存・管理義務を負うか否かや探索方法の説明が更に必要になるとは解されないことは、前記2のとおりである。

#### 4 平成17年4月28日総務省行政管理局長通知に反する理由提示が違法になるということとはできないこと(前記1④に対する反論)

原告らの指摘する平成17年4月28日総務省行政管理局通知は、総務省行政管理局長が各行政機関官房長等に宛てて発出した行政内部のものであって、仮に、これに違反する行為があるとしても、そのことの一事をもって直ちに行手法8条に定める理由提示として違法となるものではない。

そして、行手法8条の趣旨に照らせば、文書が不存在の場合、情報公開法9条2項又は行政機関個人情報保護法18条2項とともに、文書が不存在であることを示せば、理由提示としては足りると解されることは、前記2のほか、被告準備書面(8)(44ページ)で述べたとおりである。

#### 5 小括

したがって、原告らの前記1の主張はいずれも理由がない。

なお、原告らは、そのほかにもるる主張するが、これに対する被告の反論は被告準備書面(8)(39ないし47ページ)で述べたとおりである。

### 第4 原告ら準備書面(9)第4(19及び20ページ)の求釈明に対する回答等

## 1 「1」について

第1事件不開示部分1①及び同2①並びに同1③及び同2③を追記したのは内閣府大臣官房人事課の職員であり、説明を行ったのは任命権者側の者である(被告準備書面(1)58ページ及び59ページ)。

なお、「任命権者側」とは、内閣総理大臣及びその下で会員の任命に係る業務に携わっていた者全てが該当し得るが(甲A38・124ページ)、これを明示することは、第1事件各不開示部分の不開示の理由と同様の弊害が生じるため、あえてこのような表現にするものである(被告準備書面(1)55ページ参照)。

甲A第56号証(甲A66)及び甲A第58号証(甲A68)は、いずれも政府内での説明に用いられた資料であり、第1事件不開示部分1①及び同2①並びに同1③及び同2③には、それぞれ説明を受ける者が記載されている(被告準備書面(1)58、59及び64ページ)。当該記載に関する指示の有無は、上記「任命権者側」につながり得るものであるから回答しないが、一般論として、説明資料にそれぞれ「への説明資料」として、説明を受ける者を記載することは、ごく自然なことである。

## 2 「2」について

(1) 菅内閣総理大臣は、令和2年9月16日に内閣総理大臣に就任する前の官房長官であった当時から、日本学術会議会員の選任方法の在り方に懸念を持ち、当該懸念を杉田副長官に伝えていたところ、同年9月16日に内閣総理大臣に就任した後、新たに加藤官房長官及び杉田副長官に改めて当該懸念を伝え、それを受けて、同月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99人を任命することとして第2事件原告ら6名を外す旨相談があり、菅内閣総理大臣において、その内容を了承することを、自ら直接、判断した(被告準備書面(4)3ページ参照)。

内閣府大臣官房(人事課)は、同内容を踏まえた決裁文書を起案すべき部署として、伝達記録(甲A59及び69)のとおり、その結果が伝達されたにす

ぎない(被告準備書面(8)15及び30ページ)。(原告ら準備書面(9)第4の2②ないし⑤、⑩及び⑪に対する回答)

(2) 原告らは、いかなる資料を用いて「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」の選別・特定作業を行ったのか、またその資料の提供者について釈明を求めている(原告ら準備書面(9)第4の2⑥及び⑦)が、当該求釈明は、「任命しない6名を特定するためには、その6名を除外する判断の根拠となる資料が必要不可欠である。そして、こうした資料は、6名分だけでなく、2020年6月12日時点で先行委員会が会員候補予定者としていた111名あるいは同年8月31日に学術会議から内閣総理大臣に推薦された105名全員についての資料が必要である。そうでなければ、105名又は111名の中から特定の6名だけを除外する判断は不可能だからである。また、いうまでもないことであるが、学術会議が作成した候補者名簿や会員候補者名簿だけでは特定の6名を除外する判断ができないことは明らかであり、情報公開請求によって開示されていない資料はどこかの時点で必ず存在したはずである。」(原告ら準備書面(4)22及び23ページ)との原告らの主張を前提としたものであるが、原告らの同主張が単なる憶測に基づいた独自の見解であることは、被告準備書面(6)11ページで述べたとおりであって、回答の要を認めない。(原告ら準備書面(9)第4の2⑥及び⑦に対する回答)

(3) 甲A第56号証(甲A66)は、内閣府大臣官房(人事課)が日本学術会議から取得した文書に基づき作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料であり、1ないし8ページは、内閣府大臣官房(人事課)が令和2年8月31日に日本学術会議事務局から取得した文書の写しであり、9ないし17ページは、日本学術会議事務局から取得した文書の写しであるが、18ページについては、文書の作成方法に係る記録は残されていない(被告準備書面(1)58ページ)。

甲A第57号証(甲A67)は、内閣府大臣官房(人事課)が作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料であり、当該文書(1枚)の作成方法に係る記録は残されていない(被告準備書面(1)59ページ)。

甲A第58号証(甲A68)は、内閣府大臣官房(人事課)が取得・作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料であり、1ないし9ページは、内閣府大臣官房(人事課)が日本学術会議事務局から取得した文書の写しであり、10ページの文書の作成方法に係る記録はない(被告準備書面(1)59ページ)。

前記1のとおり、第1事件不開示部分1及び同2を追記したのはいずれも内閣府大臣官房人事課の職員であり、説明を行ったのは任命権者側の者である(甲A38・112、114及び115ページ)。なお、「任命権者側」とは、内閣総理大臣及びその下で会員の任命に係る業務に携わっていた者全てが該当し得るが(甲A38・124ページ)、これを明示することは、第1事件各不開示部分の不開示の理由と同様の弊害が生じるため、あえてこのような表現にするものである(被告準備書面(1)55ページ参照)。

甲A第56号証(甲A66)及び甲B第15号証の各末尾の黒塗り部分、甲A第57号証(甲A67)及び甲B第16号証の各黒塗り部分、及び甲A第58号証(甲A58)及び甲B第17号証の各末尾の黒塗り部分に記載されている、「任命されなかった会員候補者の氏名、専門分野及び所属・職名」は、手書きではなく、いずれも印字されたものである。(原告ら準備書面(9)第4の2①、⑧、⑨、⑫及び⑬に対する回答)

以 上